

諮問日：令和 7 年 4 月 9 日（令和 7 年度（情）諮問第 2 0 号）

答申日：令和 7 年 1 1 月 1 8 日（令和 7 年度（情）答申第 6 6 号）

件 名：名古屋高等裁判所における特定期間に名古屋高裁が最高裁に提出した、特定号から特定号への昇給に関するものが含まれる裁判官昇給候補者名簿の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第 1 委員会結論

「令和 6 年 4 月から令和 6 年 9 月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事 4 号から判事 3 号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第 2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第 2 に定める開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が令和 6 年 1 2 月 2 7 日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第 1 1 の 1 に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第 1 1 の 3 に定める諮問がされたものである。

第 3 苦情申出人の主張の要旨

1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。） 5 条 6 号について

本件開示申出文書の存否を明らかにしても、どの裁判官が昇給候補者かを特定することはできず、特定の裁判官に対する具体的評価内容まで明らかになるわけではないから、本件開示申出文書の存否を回答しても忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえず、裁判官の職務遂行に無用の影響を与えた

り、昇給候補者等から不当な働き掛けがされるとは考えられない。

2 取扱要綱記第4の公益上の理由による開示について

裁判官昇給候補者名簿には不開示情報である個人識別情報も含まれると考えられるが、憲法76条3項違反を犯す裁判官がいるとは考えられないこと、裁判官が裁判官分限法2条により懲戒の対象となり得る評価者への不当な働き掛けを行うとは考えられないこと、昇給候補者を公にして恣意的な候補者選定がなされていないかを国民の目からチェックすることは公正な人事の確保に資するものであることに鑑みれば、不開示により想定される不利益に比して開示による公益は極めて大きいから、公益上特に必要があるものとして、本件開示申出文書は開示されるべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出に対し、文書の存否を回答すると、特定の時期に、特定の号俸の裁判官が、名古屋高等裁判所の裁判官昇給候補者名簿に登載された事実の存否（以下「本件存否情報」という。）を開示することになる。本件存否情報は、人事事務担当者等の一部関係職員以外には知られることのない性質のものであるところ、本件存否情報を明らかにすることにより、裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、又は当該情報を知った者から不当な働き掛けがされるなどして、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号ニ）。

これに対し、苦情申出人は、昇給と人事評価が関連しているわけではないため、本件開示申出文書の存否を回答しても忌憚のない人事評価を行うことが困難になるとはいえないとして、法5条6号に相当しない旨主張するが、本件存否情報が同号ニの不開示事由に相当する理由は上記のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和7年4月9日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年 10 月 24 日 審議
- ④ 同年 11 月 7 日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 法5条6号について

本件開示申出文書は、「令和6年4月から令和6年9月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）

（判事4号から判事3号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）」

というものであるところ、裁判官昇給候補者名簿には、その名称からしても、具体的な昇給候補者の氏名や昇給号俸が記載されていることが推認される。

そして、本件開示申出文書の存否を回答すると、特定の時期に名古屋高等裁判所管内に所属した特定の号俸に該当する裁判官が、名古屋高等裁判所の裁判官昇給候補者名簿に登載された事実の存否（本件存否情報）を開示することになるところ、これは、名古屋高等裁判所が、特定の時期に名古屋高等裁判所管内に所属した特定の号俸に該当する裁判官について、特定の時期に裁判官昇給候補者名簿に登載するのが相当と判断したかどうかという事実も示すものであるといえる。このような昇給に際しての判断の状況に関する情報については、人事事務担当者等の一部の関係職員以外には知られることのない性質のものであり、細心の配慮が必要なものであると考えられる。それにもかかわらず、本件存否情報が公になると、裁判官の昇給の基準や昇給決定に至る検討過程等が推知特定され公となるなどし、裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、他方において当該情報を知った者から働き掛けがされるなどして、人事事務担当者が適正で率直な判断をすることが困難となるなど、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるといえる（法5条6号ニ）。

したがって、文書の存否を回答するだけで不開示情報を開示することとなる

といわざるを得ない。

2 取扱要綱記第4の公益上の理由による開示について

上記1のとおり、本件開示申出文書の存否を回答すると本件存否情報が公となることとなり、法5条6号ニに当たる情報を開示することとなるところ、存否応答拒否が相当であると認められる理由は上記のとおりであって、苦情申出人の上記主張はこれを左右するものではなく、取扱要綱記第4に定める公益上の理由による開示を行うべき事情があるとも認められない。

3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条6号ニに規定する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川 神 裕